

日本における「家庭教育」の現状とその課題について

佐藤 貢悦ⁱ⁾・巖 錫仁ⁱⁱ⁾・西中 研二ⁱⁱⁱ⁾・平良 直^{iv)}

Contemporary problems and circumstances of “Home Education” in Japan

Society of Home Education in Japan was wrestled with “Establishing Home Education Study” for many years, and in this article we discuss the primary points of problems and situations that contemporary Japan faces in the field of home education. We not only explore the current trend, but also look toward the future possibilities and developments. In establishing a plan for a new academic initiative, we must take account of the difficulties and repeated trial and error associated with this endeavor. However, regardless of the results, they are intertwined and come back to the purpose and philosophy of our association.

1. はじめに—「家庭教育学」の構想

日本家庭教育学会の設立目的は、「家庭教育に関する理論的・実践的研究を行い、その普及を図ること」と学会会則に明記されているとおりである¹⁾。これは、高橋進名誉会長（故人）が、「設立趣意書」のなかで開陳した、以下のような理念に基づく。

今日の国民的課題である学校教育の改善も、帰するところは児童・生徒の人間性・人格的形成に資するものである以上、家庭教育も優にその最重要な一半の責任を果たすべき使命がある。とすれば、家庭教育に関する様々な問題を解明・検討し、家庭における子供の人間形成に資する諸方途を見出すことは、これまた、現下わが国の教育状況の中で極めて重要な課題であるといわねばならない²⁾。

本学会の基本的な立場は、「教育の基本は家庭にある」という見地に立ち、広い分野の研究者、教育者、家庭の保護者が参加協力して、家庭教育に関する諸問題を論議することにある。当面の課題は、その諸問題を網羅する「家庭教育学」の構想である。

いったい「家庭教育学」とは何か。この課題に対する明確な論理体系は、目下のところおよそ世界のどこにも存在しないであろう。これまでの日本家庭教育学会の30年の歩みのなかでも、その探究成果は個別的には徐々に公表されてはきたものの、明確な論理体系化は今日までついに果たされていない。この問題は、もはや本学会会員の一人一人が自覚的に探究すべき課題として放置するには、あまりに広汎かつ急を要する課題である。

一般的に言えば、未開拓の学問分野においては、既成の学問諸領域を基盤に見据えながら、同時にそれらを超えたところで討議を積み重ね、超領域的に新たな論理体系の構築を試みる以外に方法はないであろう。換言すれば、複数の既成学問領域の成果ならびにより広い分野の社会的実践の経験をもちより、これを集大成することによって、はじめて「家庭教育学」の構築という課題は完遂さ

i) 筑波大学教授

ii) 同准教授

iii) 同シニアフェロー

iv) 八洲学園大学准教授

れうするという見通しに立つことは、一応は可能であると考えられる。

とはいっても、この課題は非常に難しい問題を含んでいる。確かに、これまでも数多くの家庭教育に関する論述が、日本国内においても発表されている。なかには、「家庭教育学」と銘打った著作もある。しかし、それらは、著者自身の生活体験に基づく主観的な教育論であったり、発達の一面や一時期に限定した論述がほとんどであり、学問としての家庭教育学としては、不十分なものといわざるをえない。換言すれば、これまでの研究成果は、家庭教育に関する問題を学問的に探求するものであったとしても、一つ一つの研究は、教育学や社会学、心理学、医学などのそれぞれの学問分野のディシプリンに依拠しており、家庭教育の問題を含む研究であるからといって、それらが直ちに「家庭教育学」に繋がるとはいえない。なによりまず、これらの研究に携わる研究者自身が、みずからの研究を「家庭教育学」を志向する研究ではないと主張するだろう。ということは、各専門領域に分散して行われている家庭教育に関する研究を総合し、統合的に探究する学問としての家庭教育学という領域が存在可能であると仮定したところで、現実には、西洋近代の学問の枠組みを深く受け入れてきた日本の状況を考えれば、大学教育の各学問領域を頂点として、硬直化し制度化された学問体系のなかで新しい学の領域を標榜することは、実際にはなかなか容易なことではない。

そこで、日本の近代以前の学術営みの蓄積を視野におくと、子どもをいかに育て教育していくかということに関する思想書や探究の成果は数多く見出される。一例として、『子育ての書』には、日本の諸思想家たちによる近世以降、近代以前(17～19世紀)の子育ての書が数多く収められている。子育てについて、大人になるまでにどのような教育がなされるべきかを中心として、その時代の学知を総合して編まれていることが理解される³⁾。これらをもって、日本にはすでに「家庭教

育学」があったというのはいい過ぎかもしれないが、「家庭教育」に焦点を当てた総合的な論究には目をみはるものがある。これらの子育ての書と比べると、現在の家庭教育に関連する諸研究は細分化されすぎており、「家庭教育」という重要な領域が、諸各問の専門性の背後に隠れてみえなくなっている。

その一方で、近世の書物の大きな特徴である「子育て(家庭教育)はこうあるべき」といった論調をもって議論を展開することは、現代においては難しい。その理由としてはおよそ以下のような事柄が挙げられる。

- ①今日の日本の社会においては、多くの人々は「家庭教育」が個々の家庭の私的領域に属する事柄であるとみなしている。
- ②「家庭教育」は、しつけや社会人になったときに備えておくべき常識やマナーを教えることと同義であると受け止められている。
- ③道徳教育、人格的成長を促すものとして家庭教育を捉える場合においても、家庭教育はあくまでプライベートな事柄に属すべきであり、普遍的・原理的なものを提示することは、ある特定の宗教、思想、イデオロギーを押し付けることに繋がると受けとめられる。

このように、「家庭教育」という概念が強く「私」と結び付き、「公」と対峙的にイメージされているのが、今日の日本における「家庭教育」をめぐる実情である。なぜこのような風潮が定着したのであろうか。「家庭教育」のイメージ形成には、明治維新の近代以降、学校教育制度が導入され(1872年)、「教育」が学校教育に概ね委ねられるような状況になったこと、第2次大戦前の国民教育が権力の都合のよいように利用されたことに対する警戒感が常態的に強く存してきたこと、さらには戦後のアメリカ主導の自由主義の思潮の浸透とも深く関わる。

ここでとくに重要なことは、日本においては一般に、「家庭教育」がしつけ程度のものと誤解さ

れていることである。成長は子どもだけの問題ではない。親もまた成長しなくてはならない。生物学上の「親」は、子育てによってみずからも成長してこそ、はじめて社会的責任をまっとうすべき真の「親」になる。また、「教育」とは学校教育が真っ先にイメージされるのが日本の現状ではあるが、人間が生まれ育ち成長していく過程において、「教育」が必要とされる領域はいうまでもなく学校教育だけではない。真の人間形成に資する教育領域は、大別して家庭、地域、学校であるが、人が生まれ成長する場合は、原初的には家庭であることは論をまたない。

かくも重要な家庭教育が、はたして「私」の問題に封じ込められてよいのであろうか、というのが日本家庭教育学会の基本的な立場である。無論、どの家庭においても個性は尊重されており、そこでの個別の家庭教育もまたそれぞれ特殊であり、個性を有している。が、特殊状況をとおして顕わになる普遍的側面を、すべての人間にとって共有されるべき価値や真理の問題、すなわち「公的なもの」として扱うことは可能であろう。たとえば、人間の諸問題をあつかう人文科学・社会科学が対象とする諸事象は、個々の人間の特殊性を重視することから出発している。このことからすれば、私的な側面をもつ家庭教育を公的な問題としてあつかうことは特別なことではない。現代日本社会が直面する家庭教育問題が、現代社会を生きるわれわれすべての日本人にとって共有されるべき極めて公的な問題群であることは明らかである。むしろ、公的な問題として学問的に論じられ探究されることは必要なことである。家庭教育の問題群に関する諸研究の学知を総合的に連関させ、そして統合的に探究する家庭教育学という領域が、今日の日本においても要請されるのは必然的なことである。

新たな学の構想、構築の作業は、すでに述べたようにそれ自体に困難が予想されるし、試行錯誤が重ねられる必要もある。しかし、体系的なカタチがどのようなものになろうとも、日本家庭教育

学会は、常にその目的と理念に立ち返ることになる。なぜならば、どのような学問体系にも共通することであるが、なによりも探究の志向性こそ重要であり、それがなければ研ぎ澄まされた方法論や緻密な理論化、そして体系化も意味をなさない。「家庭教育」を主題に総合的な探究を志向することは、家庭教育研究が既存の諸学の枠組みのなかに埋没することを防ぐことにもなる。「家庭教育学の構想」は、それ自体が、おそらくは日本家庭教育学会という枠組みを超えて多くの人々にその志向性を共有する「場」を提供することにもなり、将来にわたってその意義が損なわれることはないであろう。

2 家庭教育を取り巻く国内事情

社会構造の様々な側面における巨大な変遷のなかで、家庭を取り巻く環境と家庭生活の形態や内実も劇的な変化を遂げた。厚生労働省は、2015年1月5日、2014年の人口動態統計の年間推計を公表した。出生数は過去最少の100万1,000人である⁴⁾。こうした事情に加えて、近年の日本社会においては学校教育に対する過度の偏重についてさえ、いつしか大人たちは無自覚のままに時代の潮流に押し流されてしまった感がある。こういった社会的風潮が蔓延したことと相表裏して、子どもたちの心は確実に病んでいった。この状況のなかで、われわれは今日のような青少年の凶悪犯罪に代表される、かすかすの深刻な社会問題に直面している。なぜ家庭教育が必要なのかというもっとも基本的な問いに対してすら、残念ながら多くの親たちがみずからの回答を持ち合わせていないのも、わが国の家庭教育をめぐる現状である。

家庭教育の目的は、端的にいえば、子どもの人格形成と親の人格育成にあるといっていよい。これまでの教育方法が、あまりに学校教育偏重で推移してきたという経緯を勘案するとき、今日の家庭教育に求められている内容は、当然のことながら学校教育との関係で家庭教育の独自性とは何かという問題に帰結する。確かに、学校教育との関係

は相互補完的關係にあって、両者は相互に浸透し合うという側面も看過できない。しかし、他面では対立的な関係にあることも、あらかじめ了解されている。その対立的側面はというと、学校教育によっては涵養されえない部分、つまり人格教育が最大の目標とならざるをえない。知徳体ということばさえすでに色褪せてしまった今日においてこそ、学校教育が担うべき知育の領域に対して、家庭教育が担うべき徳育の重要性が、あらためて再認識されねばならない。現在の日本は、まさにこうした時期に差し掛かっているのである。

日本の教育が、米国から与えられた教育基本法によって、戦前の国家主義、軍国主義を基盤とした教育から、基本的人権を尊重する教育に大きく変換する第一歩を踏み出したのは1947年のことであった。その後、1960年代の高度経済成長期に入り、農業社会から工業社会へと社会構造が変化するなかで、学歴による身分上昇が日本社会に定着し、小中高における受験戦争が熾烈を極め始めた。この過激な受験戦争は、「落ちこぼれ」を誘発し、1970年代後半から1980年代初にかけては、いわゆる「いじめ」「不登校」「非行」などの少年問題が多発し、あわせて「学級崩壊」「教育荒廃」が社会問題化するにいたった。このような状況に鑑み、文部省は、「子どもにはゆとりのある教育が必要である」という見地から、1980年に「ゆとり教育」を実施し始め、思い切った授業時間数の削減を図っていった。2002年の時点で、小学校では1961年比7.8%、中学校では13.5%の大幅な授業時間の削減を行った。このような教育行政の努力にも関わらず、その後も「いじめ」「不登校」「非行」などといった少年問題は少しも解決されることなく、たびたび新聞紙上を賑わした。このような状況を憂慮した文部省は、1996年から21世紀を展望したわが国の教育のあり方について検討を開始し、2006年（H18）に成案を得て、60年ぶりに教育の大綱である教育基本法の全面改正に踏み切った。新たな「教育基本法」の基本構成に、道德教育の充実と家庭教育の強化が組み込まれた

背景にはこうした諸事情があった。

その一方で、2004年のOECDにおける学習到達度調査結果が、読解力は8位から14位へ、数学は1位から6位へと下落し、2007年には、読解力は14位から15位へ、数学は6位から10位へ、科学は2位から6位へとさらに下落したことも重なり、社会におけるゆとり教育に批判が高まった。文科省は、2011年にいたり、ほぼ30年続いた「ゆとり教育」を廃止して、「生きる力を育む教育」へと方向転換を図った。この「生きる力を育む教育」の特徴は、①子どもたちの知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力などの育成を重視した教育であること、②生きる力を育むために、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体で子どもの教育に取り組むことであった。

以下、文科省が学力重視と平行して、人格育成を掲げる道德教育を学校教育の重要な柱に据え、同時に家庭教育の充実を新たな教育目標に盛り込んだ経緯について検討してみたい。

（1）家庭教育の重要性⁵⁾

日本における道德教育には、人間のあり方に関する根源的な理解を深めながら、社会性や規範意識、善悪を判断する力、思いやりや弱者へのいたわりなど豊かな心を育むという役割が期待されている。2013年3月に文部科学省に設置された「道德教育の充実に関する懇談会」は、同年12月に行った報告の中で、「今なお多くの課題を有しており、一部には道德教育は、その機能を果していないという厳しい指摘もあり、期待される姿には遠い状況である」との報告を行った。こうした道德教育の現状に対する批判的な報告の背景には、日本の複雑な国内事情が横たわっている。

まず、天皇制国家に奉仕する国民の育成を目指した戦前戦中の「修身」への抵抗感が今なお強く、道德教育に対する有形無形の忌避感が存在することである。1947年の旧教育基本法には、明文化されなかった道德教育は、1958年3月の教育課程審議会答申「小学校・中学校の教育課程の改善につ

いて」における「我が国の歴史的伝統を新しい角度から批判検討して、その優れたものは堅持し発展させるとともに、欠けているものは率直に承認して補うことが必要だ」という提言によって復活の緒についた。同年10月1日に改訂された学習指導要領では、「学校における道徳教育は、本来、学校の教育活動全体を通じて行うことを基本」とし、「道徳の時間は、各教科、特別教育活動および学校行事等における道徳教育を補充、深化、統合するもの」と位置づけられ、「1コマ/週」の道徳時間が設定されたに過ぎなかった。それ以来「道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行う」という基本的考え方が長く堅持された。

2006年の新教育基本法第二条（教育の目標）に「道徳心を培うこと」が明記された。しかし、2008年改訂小学校学習指導要領の教育課程編成の一般方針には、「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものである」といった抽象的な文言が追加されたに過ぎない。道徳は単一教科として認められず、検定教科書も作成されなかった。具体的項目としては、「各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する」とされ、「道徳教育推進教師」が設置されただけであった。この課題解決には、後述する第二次安倍内閣時の教育再生実行会議を待たなければならなかった。

第二に、大きな社会問題となった1960年代の少年非行問題、1980年代のいじめ・不登校問題は、30年間にわたる「ゆとり教育」の実施にも関わらず一向に解決されず、今日に至っているということである。

戦後の日本経済の発展に伴う家族形態の変化、地域社会の変貌、産業構造・就業構造の変化、生活様式と意識の変化などが、子どもと家庭をめぐる環境にも大きな変化をもたらした。例えば、女性の職場進出、残業を含めた長時間労働、長距離通勤、単身赴任などが父親の存在の希薄化の原因となっている。このような変化は、「子どもの教

育機能」「子どもの養育機能」「情緒的機能」などの家庭機能の縮小化、家庭の教育力の脆弱化、道徳心の欠如などをもたらし、青少年問題の原因の一つとして喧伝されてきた。その結果、家庭が改めて子の教育に対する責任を自覚して、家庭の役割を再認識することの重要性が指摘されるようになったのである。

（2）家庭教育と道徳

「家庭教育」という語彙が、用いられたのはいつ頃からなのであろうか。東京高等師範付属小学校教師であった加藤末吉は、その著『学校と家庭との連絡』⁶⁾のはしがきで、「従来、家庭教育に関する著書の出版は、著しい増加である。その多くは有益なものである。自分は、或は其全部ではあるまいが多部分は一讀した積りだ」と述べている。これから推察すると、1906年の時点ですでに「家庭教育」という語彙は多用されていたと思われる。さらに加藤は、「学校教育と家庭教育が一致するようにしなければ教育効果はあがらない」⁷⁾と、家庭教育と学校教育との有機的結合論を早々と提言している。

教育という川の流れの最初の一滴となるのは、いうまでもなく家庭教育である。1996年7月19日中央教育審議会（以下中教審という）答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の提言に、「小学校入学までの幼児期に、基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他者への思いやり、善悪の判断力などの基本的倫理観、社会的な礼儀、自制心や自立心など、『生きる力』の基礎的な資質や能力を子どもに修得させることは重要な家庭の役割である」とある。子どもに対する倫理教育、道徳教育、情操教育の基礎的な部分は、乳幼児期に家庭で培われるべきものであるという主張である。

この主張は、2006年の新教育基本法に引き継がれている。新教育基本法第2条（教育の目標）1項には、「豊かな情操と道徳心を培うこと」と規定され、第10条（家庭教育）1項では「親は、

子の教育について第一義的責任を有する」のであって、「子どもに必要な生活習慣を修得させ、自立心を育成し、心身の発達に努め」なければならないと親の子に対する道徳教育、倫理教育義務を規定している。

旧「教育基本法」は、2006年に60年振りに全面改正され、家庭教育の重要性から家庭教育条項が新設され、道徳教育についても規定された。しかし道徳教育については、現状維持派の抵抗もあり、抜本的な導入は、安倍第二次内閣時の教育再生実行会議まで持ち越された。

（３）道徳に係る教育課程の改善等について（中教審答申）

2006年10月第一次安倍内閣は、教育改革を目指し教育再生会議を設置したが、短命内閣であったためその成果をみることはなかった。第二次安倍内閣誕生の2013年1月、教育再生実行会議を設置した。同会議は、教育再生会議の提言や実績を踏まえつつ、同年2月26日の第一次提言において、いじめ問題等への対応をまとめた。そして第一の課題として「現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にある」という認識に立って、「心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う」ことを提言した。この提言を踏まえて道徳教育の充実にについて検討するため、2013年3月、文科省に「道徳教育の充実に関する懇談会」が設置された。教育再生実行会議の設置から僅か三ヶ月足らずという短期間であり、安倍内閣の道徳教育復活への意気込みが窺われる。

同懇談会は、同年12月26日「今後の道徳教育の改善・充実方策について」という報告を行い、「道徳教育の現状は、期待される姿には遠い状況にある」とし、①歴史的経緯に影響され、未だに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある、②

道徳教育の目指す理念が関係者に共有されていない、③教員の指導力が十分でなく、道徳の時間に何を学んだか印象に残るものになっていない、④他教科に比べて軽んじられ、道徳の時間が実際には他の教科に振り替えられていることもあるのではないかと、といった道徳教育の多くの課題が指摘された。こうした現状認識に立って、主として、①道徳の時間を「特別の教科・道徳」として教育課程に位置付けること、②教材は、検定教科書を用いること、③道徳教育の特殊性に鑑み、数値による評価は行わないことの3点が提言された。文科省は、これを直ちに中教審に諮問した。

中教審は、2014年10月に、道徳教育の目標として、①児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、社会のルールやマナー等の意義や役割について考えを深め、さらには、それをよりよいものに变えていく力を育てること、②児童生徒がその発達段階に応じて、人として生きる上で重要な道徳的価値について学び、理解を深めること、③児童生徒がそれぞれの人生において出会うであろう多様な事象に対し、多角的に考え、判断して、行動するための資質・能力を養うことを提言した。道徳教育の内容としては、①道徳を「特別の教科」とする、②記述方式による評価とする、③検定教科書を2018年から実施する、といった3点を答申した。

道徳教育が教科として認定されたことは、乳幼児から義務教育終了までの「家庭教育の骨格」が決定したわけで、「道徳教育」に関して「家庭教育」「学校教育」「社会教育」の三者がどのように有機的に結合し得るかが今後の課題となるであろう。

（４）道徳論再考

明治期の啓蒙思想家であり文部省官僚でもあった西村茂樹（1828～1902）は、1886年12月、次のように述べた。彼によると、明治維新を迎え江戸時代の旧物を全て一新し面目を新たにした。道徳の標準も儒教を以て公共の教えとしていたが、これを廃止して神道を以て標準とすることを試み

た。しかしその論理の人智開達が伴わず、その結果維新以来、日本国民は、道德の標準を亡失したまま今日に至っている。このままいけば、国民は、道德を大事にする心を忘れ、道德を大事する人を褒めず、道德を破る人を非難しなくなってしまう⁸⁾。この講義は東京帝国大学で行われたもので、彼は明治維新（1867年）以来、道德の標準が定まらないことに対して危機感を露わにしたのである。西村のこうした主張は、その主著『日本道德論』で明らかなように、儒教思想を道德論の根幹に据えようと意図したものであった。旧教育基本法には、戦前の天皇制国家に奉仕する国民の育成を目指した「修身」への抵抗感から、道德教育は記載されなかった。西村の言葉でいえば、日本国民は、戦後70年間道德教育を受けない稀有な国民として過してきた。その結果、「道德を大事にする心を忘れ、道德を大事にする人を褒めず、道德を破る人を非難しない」国民となり、いじめ・不登校・非行といった少年問題が顕在化してきた、ということになる。しかしここに至り、新教育基本法第二条での道德の明文化、中央教育委員会での道德の教科化及び検定教科書策定の決定など、ようやく道德教育の再考期を迎えたともいえよう。

3 日本における「近代家族」のゆくえと儒教的家庭教育

2018年4月より、道德教育を特別の教科として導入することが決定された。はたして、その根底となる道德論、それと密接に関わる家族論はどのようなものになるのであろうか。そこで最後に、上記の儒教思想を道德論の根幹に据えようとした西村茂樹の主張を念頭に置いて、社会学の分野で論じられている「近代家族」論に触れながら、儒教的家庭教育の重要性を再吟味してみたい。

（1）日本の「近代家族」の進行と揺らぎ

父が父でなくなっている。父が父の役割を果たしていない。家族を統合し、理念を掲げ、文化を伝え、社会のルールを教える

という父の役割が消えかけている。その結果、家族はバラバラになっていわゆる「ホテル家族」となり、善悪の感覚のない人間が成長し、全体的視点のない利己的な人間や無気力な人間が増えている⁹⁾。

日本の心理学者の林道義が、1996年に出版した『父性の復権』の冒頭にみえる言葉である。この本は、日本ではすでに20年前から「父性」（母性の対となるもの。心理学の用語）が無くなっている、あるいは急速に失われているという認識を前提に書かれていた。林によれば、日本の現代社会においては「父性としての必要な条件を備えた健全な父」¹⁰⁾に代わり、「友達のような父親」¹¹⁾が増えてきて、その結果、「善悪の感覚のない人間」「利己的な人間」「無気力な人間」を量産する望ましくない社会となった、という。

従前の父親たちが実際にどれほど「健全な父」であったか、また「友達のような父親」がそれほど悪いものかは別として、「父性の復権」が、少なくとも家父長制を中心としていた伝統的な家族像の崩壊と、それに伴う家族観の変化を念頭に置いていることは見易い。戦後に急速に広まった、いわゆる「近代家族」の進行とその揺らぎである。

「近代家族」の辞書的説明は、「前近代の家父長的家族に対し、成員それぞれの人格の尊重、愛情と信頼関係によって成立していると考えられる家族。子供の養育が重要な責務となる」¹²⁾とある。社会学者の落合恵美子は、「われわれが今日『家族』と呼んでいるような社会現象は、どのような側面から照らし出しても、だかだか二百年内の根柢しか持っていない」とし、これを「歴史の一つの類型だという自覚を込めて＜近代家族modern family＞と呼ぶことにしよう」といい、それ以前の封建家族を意識しながら、その特徴を次のような8項目にまとめている。①家内領域と公共領域の分離、②家族成員相互の強い情緒の関係、③子ども中心主義、④男は公共領域、女は家内領域という性別による区別、⑤家族の集団性の強化、⑥社交の衰退、⑦非親族の排除、⑧核家族¹³⁾。

さらに、日本の戦後における「近代家族」の推移（家族の戦後体制）について、A）女性の主婦化、B）再生産平等主義、C）人口学的移行期世代が担い手、という三点を指摘している¹⁴⁾。落合によれば、A）については、日本の戦後において女性はまず主婦になったのであって、社会進出というのはトレンドの見誤りである。B）は「少子化」や「少産化」をいうもので、みんなが適齢期に結婚し、子どもが二、三人いる家族を作る（「二人っ子革命」）ことを意味し、それは子どもの数が減ったというのではなく、子どもは二人か三人いなければいけないという画一主義であった¹⁵⁾。C）については、人口学的側面から、日本では、核家族化しながらも、三世同居の理想を持続けたこと、コミュニティとあまりつきあわず、マイホーム主義の殻に閉じこもっていたこと、子どもや老人の世話を家族で担いきろうとし、けっこうそれができていたらしいことを例として挙げている¹⁶⁾。

しかし、現在はその「近代家族」も揺らぎ、危機にさらされているという。山田昌弘は、「1980年頃から、家族の多様化や個人化が進み、固定的な家族規範に縛られることがない家族のあり方も選択可能になってきた」という現象診断の下で、それを「家族革命」という言葉で表現している¹⁷⁾。山田は、伝統的な夫婦の役割分担が崩れ、夫婦共働きも多くなり、妻が働き夫が家事をする専業主夫家庭も珍しくなくなっていること、結婚・出産を当たり前とする規範に縛られず、未婚の母を選択し、夫婦仲が悪ければ、離婚への躊躇も少なくなっている風潮などに言及している¹⁸⁾。前述の落合は、こうした現象を「脱近代家族化」として、『家族崩壊』の予感、未知への旅立ちの常として確かに恐ろしいが、崩壊するのはたかだか二百年かその半以下でしかない〈近代家族〉という一つの家族類型にすぎない。いかなる制度が後に続くにせよ、人々はそれに『家族』という慣れ親しんだ名称を与えるなどして、そこそこ暮らしていくだろう」と述べている¹⁹⁾。

現在の日本の内閣府が肝いりで推進している「男女共同参画社会」の実現のための女性の社会進出の奨励、「二人っ子革命」を超えて深刻化してきた低出生率（2013年1.43）、高齢者の一人暮らしや老人ホームなどの施設の増加、といったものを考えれば、日本の現在の家族を「近代家族」の範疇に留めておくのは難しくなっているといえよう。日本の近代化以後は伝統的家族（封建家族）に代わり「近代家族」が主流となったが、今やそれも革命中で、変貌を余儀なくされている。変わっていくものを昔に戻すことはもはや不可能に近いが、その変わっていく家族像が社会や個人にとって望ましいものとは限らない。加えて、変わっていく社会の潮流に身を任して「そこそこ暮らしていく」という、傍観者のような態度で本当に良いのであろうか。「いかによく生きるか」は、倫理学が基盤とするところもとても基本的かつ原理的なテーゼである。いま、ここにそうした堅苦しい理念を言挙げする意図は毛頭ないが、いかにによりよくあるべきかという探求の態度を放棄すれば、やがて人は易きに流れひいては墮落することも避けられないことであろう。本稿はこの点を危惧する。

上述の内容は主として家族制度に関するものであったが、家族の機能にも注意する必要がある。家族社会学者の森岡清美と本学会名誉会長の望月嵩は、その共著のなかで「わが国でも、成員を社会化し、動機づけ、気力と健康を回復させるという、家族ならではの機能が、実際において果たされていない例は少なくない。にもかかわらず、家族にこれらの機能を期待し、その期待が実現されるものであり、かつ実現されるべきものであるとする規範意識は、衰弱したようにはみえない。この規範意志が保持され、したがって家族機能に対する信頼が崩壊しない限り、制度としての家族の消滅は、少なくともわが国については当面の課題ではない²⁰⁾と指摘する。冒頭で紹介した林道義の『父性の復権』が訴えている「父性を取り戻すことがいま切実に求められている²¹⁾という主

張も、こうした家族機能の面を強調するものである。

未来の家族はどのように変貌していくのだろうか。さまざまな方面から問題解決のための展望が出されているが、伝統思想の儒教倫理を再吟味してみることも、一つの方法である。ここでは家庭教育の主体たる親子（父子）関係を中心に、若干の見解を述べる。

（２）儒教的家庭教育の可能性²²⁾

そもそも、こういう試みに違和感を覚える人も多いだろう。現代人が儒教の家族倫理を考えると、おそらく真っ先に思い浮かべるであろう徹底した父性原理、服従原理、あるいは権威主義といった否定的なイメージである。確かに儒教には、「父命呼、唯而不諾、手執業則投之、食在口則吐之、走而不趨」（『礼記』玉藻編）とあるように、上にある者に対して下なる者の一方的な服従を要求するような言葉が少なからずみえることも否定できない。個的自我の尊厳が特に強調されている現代において、そうした儒教倫理の一方的な服従原理は受け入れられ難いものであろう。例えば、孝とは何かを問うことの意義を疑い、甚だしくは孝という言葉自体に死語のレッテルを張って無視する風潮があることも、ここに起因しているとも見て間違いないであろう。

しかし、そうした父性原理、服従原理は、儒教の持つ一つの否定的な属性に過ぎない。東洋の長い歴史の間、儒教は政治上の支配的なイデオロギーであったので、政治家・支配階級にとって都合の良い論理として、父性原理、服従原理が強調され利用されてきたのである。その代表的なものとして、「三綱思想」を挙げることができる。周知のとおり、三綱思想は、「君為臣綱、父為子綱、夫為婦綱」をいうもので、具体的には漢の武帝が中央執権化を推進するとき、それを支える理念として董仲舒（紀元前176頃～104頃）が考案した思想である。董仲舒はそれを「陽尊陰卑」の論理をもって説明し、君・父・夫は陽、臣・子・

婦は陰で、これは絶対変わらない原理であるとした²³⁾。君・父・夫と臣・子・婦の両者の関係を、絶対的な隷属、従属の関係として規定したのである。

この「三綱思想」は、孟子の「五倫」を模範にしてその時代の必要性に合わせて考案されたもので、「五倫」とは性格を異にするものといっている。「父子有親」「君臣有義」「夫婦有別」「長幼有序」「朋友有信」の基本的な人間関係を正しく保つための親・義・別・序・信の五つの徳目は、双方向的な関係を本質としていたからである。たとえば、「父子有親」の「親」は、正名論に基づいて、父母側の「慈」と子側の「孝」という、相依相待の関係によって支えられている²⁴⁾。父母側の「慈」があって、子側の「孝」を引き出すという論理とも理解される²⁵⁾。父母の側の道徳的な自己修養を強く要求しているからである。

治家之道、以正身為本、故云反身之謂。爰辭謂治家当有威嚴、而夫子又復戒伝当先嚴其身也。威嚴不先行於己、即人怨而不服。……孟子所謂身不行道、不行於妻子也²⁶⁾。

前述した『父性の復権』のなかに、上記の一段の現代的な意味を連想させる興味深い文章があるので紹介しよう。「家族の中では、父親が中心になって秩序が形成されているのが望ましいのである。そのためにはもちろん、父親自身が中心になるだけの器量を持っているのでなければならないし、そうなれるように常日頃努力しているのでなければならない。…父親は自分が大黒柱だという自覚を持ち、またそれにふさわしい存在になるように努力すべきである」²⁷⁾。林は心理学に基づいてこのように父のあり方を述べているのであるが、紀元前の儒教もすでに同じ考え方を示していたのである。要するに、儒教は、親は子への愛情（慈）を持ち、正しく教育する義務があり、またそのためには親自身もみずからも修養を重ねるべきだということを、親の子に対するあり方として求めているのである。

イギリスの哲学者のバートランド・ラッセル

(Bertrand Russell, 1872 ~ 1970) は、1930年に出版した彼の『幸福論』(Conquest of Happiness)の中で、民主主義や精神分析学などの発達によって親子関係が変化し、親の子への教育もどうすればいいのか分からなくなったと述べている²⁸⁾。その状況は、80年以上経った現代にも通じるものがあるといえよう。家庭教育に限らず情報や知識の量は豊かになったが、そこに肝心な何か置き去りにされている、あるいは素通りされているような気がしてならない。親子の「親しみ」の自然的な心情を守って、親と子のそれぞれの位置や責任を自覚し、道徳的な自己修養を奨励するという儒教の家族倫理の教えが、今日のわれわれに投げかけている意義は大きい。

4 まとめ—結語に代えて—

中国古代思想はいずれの学派を問わず「家庭」を重視する。というのも、マルクス主義の視点を援用すれば、「家庭」は労働力と兵力の再生産の場であったからである。そうしたなかにおいて、家庭の重要性を倫理・道徳観念を含むヒューマンイズム(人間中心主義、人道主義)の視点から思想体系の骨格に位置づけた学派は、ひとり儒家のみであった。このことは注目に値する。

この点については、その反例として法家の家族観と対比することによっていっそう明らかになる。というのも、法家主義の思想的集大成ともいえる韓非の遺作を編纂したとされる『韓非子』において、他者への信頼が否定されていることは、絶対不信の人間観に立つ法家主義においては奇異とするに足りない。そればかりでなく、意外の念をもって受け取られようが、備内篇においては、信頼を置くに足りない人物としてとくに注意すべきは、自身の妻(当時の言葉でいえば、后、妃、妾)と息子たちであるとされる。以下、やや長くなるが、念のためにその原文を示す。

人主之患在於信人、信人則制於人、人臣之於其君、非有骨肉之親也、縛於勢而不得不事也、故為人臣者、窺視其君心也、…夫

以近与子之親、而猶不可信、則其余無可信者矣、且万乘之主、千乘之君、后妃夫人、適子為太子者、或有欲其君之蚤死者、何以知其然、夫妻者非有骨肉之恩也、愛則親、不愛則疎、語曰、其母好者其子抱、然則其為之反也、其母惡者其子殺、丈夫年五十而好色未解也、夫人年三十而美色衰矣、以衰美之婦人、事好色之丈夫、則身見疎賤、而子疑不為後、此后妃夫人之所以冀其君之死者也、唯母為后而子為主、則令無不行、禁無不止、男女之樂、不減於先君、而擅万乘不疑、此鴆毒扼昧之所以用也、

こうした言説からもおのずから知られるように、そもそもこの篇名が「備内」、すなわち「内部に備えよ」と命名された所以はここにあったと解してよい。

以上の所論を要するに、親子の「親しみ」の自然的な心情から出発し、親子のそれぞれの責任を自覚し、道徳的な自己修養を求めるとする儒教的家族倫理が、今日なお再考究されるべき理由は確かにあるといえる。

丸山真男の言葉でいえば、日本の伝統文化のなかに断片的にその名残をとどめている仏教、神道、儒教、ヨーロッパ思想などの諸文化(『日本の思想』)に目を向けることは、「家庭教育学」の構築にとってもきわめて重要である。本稿は、その中の一つ(唯一ではない)である儒教に焦点をあてたものであるが、その他の伝統文化についても今後は考察の範囲を広げていくつもりである。

註

- 1) 「日本家庭教育学会会則」第2条。
- 2) 日本家庭教育学会「設立趣意書」。
- 3) 山住正己・中江和江編注『子育ての書』(全3巻)、平凡社、1976年。
- 4) 少子化傾向はこの20数年間で横ばいにある。たとえば、1993年の出生数は約118万であり、出生数が多かった1947年の約268万人の半数以下となり、近年の合計特殊出生率は1.3

前後を推移している。

- 5) ここでの論述は、主に「教育基本法」の全面改正（2006.12.22施行）、「いじめ防止対策推進法」（2013.6.28施行）、「道徳に係る教育課程の改善等について（中教審答申、2014.10.21）」に依拠している。
- 6) 加藤末吉『学校と家庭との連絡』（育成會、1906年）。
- 7) 加藤末吉、前出、18頁。
- 8) 西村茂樹『日本道徳論』（岩波書店、1977年）10-12頁。
- 9) 林道義『父性の復権』（中公新書、1996）、1頁。
- 10) 同上、9頁。
- 11) 同上、2頁。
- 12) 『大辞林』第3版（三省堂、2006）、「近代家族」の項目。
- 13) 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』（勁草書房、1989）、17～18頁。
- 14) 落合恵美子『21世紀家族へ―家族の戦後体制の見かた・超えかた』第3版（有斐閣、2004）、101頁。
- 15) 同上。
- 16) 同上、114頁。
- 17) 清水浩昭他編集『家族革命』（弘文堂、2004）、11頁。
- 18) 同上。
- 19) 落合『近代家族とフェミニズム』、23頁。
- 20) 森岡清美、望月嵩『新しい家族社会学』（培風館、1997）、182頁。
- 21) 『父性の復権』、9頁。
- 22) 以下の論考は、巖錫仁「儒教のなかの親子のあり方」（『八洲学園大学紀要』2号、2006）参照。
- 23) 「君為陽、臣為陰、父為陽、子為陰、夫為陽、妻為陰。陰道無所独行。其始也不得専起、其終也不得分功、有所兼之義」（『春秋繁露義証』基義第五二）。
- 24) 「為人君、止於仁、為人臣、止於敬、為人子、止於孝、為人父、止於慈、与国人交、止於信」（『大学章句』伝三章）。
- 25) 「父母威嚴而有慈、則子女畏慎而生孝」（『顔氏家訓』教子第一）。
- 26) 『伊川易伝』家人卦上九伝。
- 27) 『父性の復権』、86頁。
- 28) Bertrand Russell, *The Conquest of Happiness*, Liveright Publishing Corporation, 1930, Bantam Books, 6th printing, pp.137-138. 安藤貞雄訳『ラッセル幸福論』（岩波文庫、1991）、213頁。